

モジュール6

疑いから通告へ

【学校でできること①】

モジュール6

モジュール6から9までは、児童虐待を受けた子どもへの対応について、学校で何ができるのかを学びます。

そのうち、虐待についての疑いを抱きはじめてから、児童相談所等に対し虐待の通告を行うまでが、このモジュールの内容です。

扱う領域としては、これまでのモジュールと重複する部分もありますが、このモジュール以降では、まさに応用編として、虐待事例に実際に直面したときに活かされる具体的なノウハウを学んでいきます。

必要に応じ、これまでのモジュールの内容等も振り返りながら、虐待に対応する実践力を身に付けていって下さい。

学校でできること・必要なこと ～ 疑いから通告まで～

前提として： すべての教職員における児童虐待防止法の趣旨
(早期発見の努力義務・通告の義務)の理解

虐待を疑う(疑問を持つ)



情報を収集・総合する

→ 子どもからの聴き取り【モジュール7】

対応について校内で協議する



児童相談所等へ通告する

(+教育委員会への報告)

モジュール6

(学校でできること・必要なこと—疑いから通告まで)

このモジュールの研修を始めるに当たり、まずは、虐待通告に至るまでの対応として、学校でできること・必要なことの全体について概観します。

ここでの対応の出発点として、すべての教職員が、児童虐待防止法の規定により、虐待の早期発見の努力義務、通告の義務を課せられているということ、十分認識することが前提となります。法律によりどのような義務が課されているか、その趣旨は何かを知ることは、とりもなおさず、社会全体の虐待対応の枠組みの中で、学校に何が期待されているのかを知ることでもあります(この点については、モジュール5に解説してありますので、参照して下さい。)

(虐待を疑う)

その上で、虐待の発見は、まず、虐待を疑う・疑問を持つことから始まります。

早期発見を可能とするためには、気付きの視点の有無が重要となります。虐待を受けている子どもの言動、状況から、「何かおかしい」と感じるができるか否かが、事態の深刻化を防げるかどうかの別れ道にもなります。

(情報を収集・総合する)

虐待を疑わせるサインをキャッチしたら、次は、関連の情報収集です。

複数の教職員が持っている情報を総合したり、子ども自身に尋ねたりすることで、疑いを疑いのままに放置することなく、虐待の可能性について、学校なりの判断を行える状況を作っていきます。

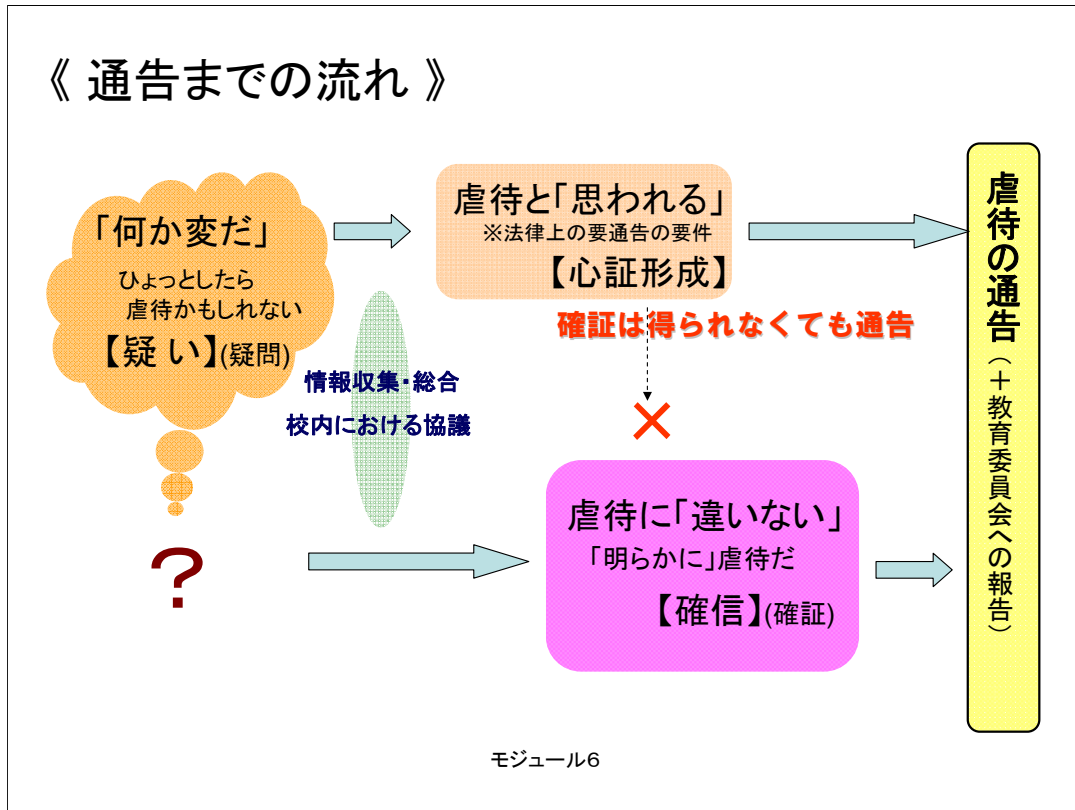
(対応について校内で協議する)

こうした情報収集と並行して、校内では、虐待の疑われる子どもへの対応について、関係する教職員の間での協議を進めていくこととなります。子どもは基本的に毎日学校に来るとして、その中で、具体的にどのように接していけばよいのか、どのように情報収集を進めていくかなど、共通認識を図りながら、学校として組織的に対応していきます。

さらに、集められた情報を基に、その情報の評価を行います。

(児童相談所等へ通告する)

そして、協議の結果、必要と認められたときは、児童相談所や福祉事務所、市町村の窓口機関への通告を行うこととなります。通告に当たり、教育委員会に対しても、事前又は事後の報告が必要となるでしょう。



（通告までの流れ—確証までは必要ない）

以上が、通告に至る流れですが、ここで留意しなければならないのは、虐待の事実があるかどうかについて、「確証」を得ることまでは、学校には求められていないことです。

情報を収集・総合し、校内で協議した結果、虐待に「違いがない」という確信を持つまでに至らなくても、虐待と「思われる」ということであれば、その時点で速やかに、虐待の通告を行うことが求められます。

気付くこと

最初の気付きは「何か変だ」、「何か気になる」から

- ※ 中学校では小学校より気付かれにくい状況
- ※ 教職員歴が長くなれば、気付くようにはなるが、見過ごすようにもなる
- ※ 女性と男性では「問題」への感度が異なる
 - － 身体的・性的・心理的虐待に対しては女性の方が感度が高い
 - － ネグレクトに対しては男性の方が感度が高い

モジュール6

（気付くこと）

それでは、通告に至るまでの一連の対応について、1つずつ見ていきましょう。

虐待の早期発見のために、学校に最初に求められるのは、子どもや家庭に関して「何か変だ」、「何か気になる」と気付くことです。

調査によれば、こうした気付きについては学校種や教職員歴や教職員の性別などによっても違いがあることがわかっています。

（中学校と小学校）

教職員による虐待への気付きについて学校種別で見れば、中学校では小学校よりも気付かれにくい傾向があるようです。これには、学級担任制でなくなることの影響等が考えられるほか、「虐待は比較的年少の子どもの問題だ」といった意識の問題があるかもしれません。

また、子どもの示す問題行動が小学校時代よりも激しくなるため、つつい表面的な子どもの言動に目を奪われ、教職員の視点も、虐待を疑うという方向には向きにくくなることも考えられます。

（経験の長い教職員）

また、教職員歴が長くなれば、子どもの様子に変だという気づきの感度は高くなります。経験のなせる業でしょう。ところが、それと同時に「このくらいのことはよくあるのでは」と考えてしまう傾向も強まります。ある意味で、これもまた経験のなせる業でしょう。

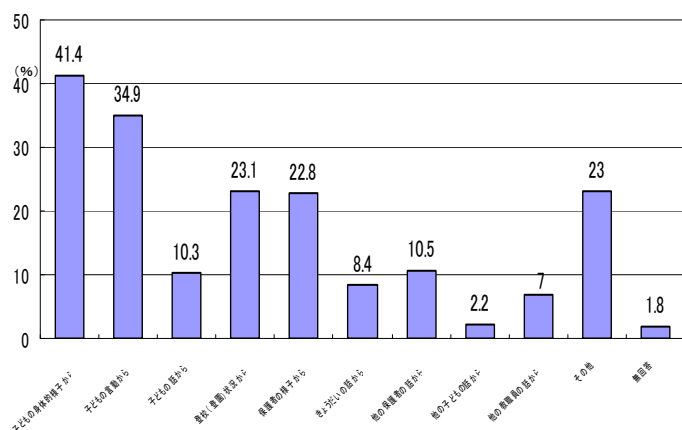
校内で情報交換や協議をすることの重要さが、このことから再認識されます。

（女性と男性）

さらに、女性教職員と男性教職員では、「これは問題ではないか」と感じる傾向に差があります。このことは簡単には意味づけられませんし、教職員に限らず一般に言える傾向なのかもしれません。しかし、ネグレクトに対してのみは女性教職員より男性教職員の方が感度が高く（許容度が低く）、他の3種の虐待ではこの逆であるという傾向は知っておく必要があります。

虐待を把握した経緯

どのような経緯で把握されましたか



〔 保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究
(厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究)平成17年度総括研究報告書より 〕

モジュール6

教員が虐待を把握した経緯としては、「子どもの身体的様子から」が最も多く、次いで「子どもの言動から」、「子どもの登校(園)状況から」、「保護者の様子から」が多くなっています。全体として、その子ども自身の様子を見て判断しているケースが多いものの、保護者の様子から(も)判断される場合も少なくないことが分かります。

また「子どもの話」から把握しているものが一定割合あるほか、「他の保護者」や「きょうだい」、「教職員」、「他の子ども」など、子どもとその親以外の情報源から把握しているケースも、かなりあるようです。

(虐待を疑ったきっかけ)

これは、平成17年に厚生労働省の研究班が実施した学校等における虐待対応についての調査の結果から引用したものです。

教員が虐待を把握した経緯としては、「子どもの身体的様子」や「子どもの言動」から把握されるケースが比較的多くなっています。一人ひとりの子どもの言動に常に敏感であることが、学校が虐待に対応する大前提なのです。

さらに、親の様子から虐待を疑ったケースも少なくなく、この点も見逃してはなりません。

気付きへの目を養う

○ 子どもの示す言動に注意する。

○ 3つの「変」を見逃さない。

☀ 子どもがなんとなく変

☀ 保護者の様子がなんとなく変

☀ 状況が変



★ その『変』は、虐待ではないか？

→ ○ 必要に応じて子どもと話す、保護者と話す、家庭訪問をする

→ ○ 決してひとりで抱え込まず、校内で協議をする

→ ○ 学校単独ではできないことが必ずあると理解する

モジュール6

（気付きへの目を養う）

気付きへの目を養うにはどうしたらいいのでしょうか。

（子どもの示す言動に注意する）

まず、子どもの言動に注意することです。あまりにも当たり前のことですが、児童虐待や発達障害の特性について理解した上で、虐待の可能性についても常に念頭に置きながら、子どもに接するというだけで、「何か変だ」という感覚、気付きの感度は変わってきます。

（3つの「変」を見逃さない）

「何か変だ」という感覚には三つのポイントがあります。「子どもの様子が変」、「親の様子が変」、そして「状況が変」ということです。

（その「変」は虐待ではないか）

「何か変だ」、「何か気になる」と感じたら、「虐待が潜んでいる可能性はないか？」と考えてください。

必要ならば子どもや親と話をしたり、慎重に家庭訪問を試みることも大切です。

ただし、決してひとりでは問題を抱え込まず、自分の疑問を必ず他の先生と共有してください。個々の教職員から子どもや家庭への疑問・困りごとが訴えられたときに、学校全体の問題として、協働して対応に当たれるような教職員組織のあり方が求められます。管理職の指導力も問われる部分です。

虐待であれ発達障害であれ、学校単独ではできないことが必ずあります。そのことを理解し、適切にSOSを発することのできる学校であることも求められています。

気付きへの前提と留意点

気付きへの前提

- 子どもは自分から「虐待されている」とは言い出さない
- どんなにつらくても、自分から保護者を悪く言うことはできないで、苦しんでいる

留意点

- もしも訴えがあったら、「嘘だろ?」、「お前のせいだろ」は禁句

モジュール6

(気付きへの前提と留意点)

気付きには大切な前提があります。

(子どもは自分から「虐待されている」とは言い出さない)

子どもはほとんどの場合、自分から進んで「虐待されている」とは言い出しません。

(保護者を悪く言うことはできないで、苦しんでいる)

また、どんなにつらくても、親の悪口を言うことにも強いためらいを持っています。この2つのことから、子どもの年齢が低ければ低いほど強まる傾向もあります。

(「嘘だろ?」、「お前のせいだろ」は禁句)

それでも、子どもは、教職員との信頼関係ができてきたり、あまりにも苦しい体験に耐えられなくなれば、自分が虐待を受けているという訴えをしてることがあります。このとき「嘘だろ?」とか「殴られるのはお前のせいだろ」といった反応は絶対にしてはなりません。まずは子どもの訴えを受け止め、冷静に話をしてください。

とりわけ性的虐待の訴えがあった場合には、この点が大切になります。

子どもからの訴えへの対応については、モジュール7に詳しく解説してありますので、そちらも参考にしてください。

【虐待を疑うための3つの「変」】

子どもが変

- 表情が乏しい
- 触られること、近づかれることをひどく嫌がる
- 乱暴な言葉使い、あるいは極端に無口
- 大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- 落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない
- 嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- 集中困難な様子(白昼夢)
- 持続的な疲労感、無気力
- 異常な食行動(拒食、過食、むさぼるように食べる)
- 衣服が汚れている、着替えをしたがらない
- 頻繁に保健室に出入りする
- 理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた

モジュール6

(子どもが変)

それでは、具体的に「子どもが変だ」と感じ取るべきポイントを説明していきます。モジュール3ではこの点についてより詳しい説明があります。ここではその主要なもののみを挙げておきます。

「表情が乏しい」、「触られること、近づかれることをひどく嫌がる」、「乱暴な言葉使い、あるいは極端に無口」、「大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度」といった特徴は、子どもが、大人との非常に不安定な関係の中にいることを伺わせるものです。

これが高じてくれば、「落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない」、「嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動」などの問題行動が現れてくることもあります。「他人へのいじめや生き物への残虐な行為」を伴うことも多いです。表面的な行動に目を奪われて、背後に潜む虐待の可能性を見過ごすことのないようにしなければなりません。

授業中は「集中困難な様子」が見られることがあります。時にはまるで白昼夢でも見ているかのようにぼーっとしている様子も見れます。学校生活の全般にわたって「持続的な疲労感、無気力」な態度が観察されることもあります。

給食場面などでは拒食、過食、むさぼるような食べ方などの「異常な食行動」が見られることもあります。

その他、「衣服が汚れている、着替えをしたがらない」、「頻繁に保健室に出入りする」、「理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた」といったサインに注意する必要があります。

言うまでもありませんが、こうしたサインが必ず虐待に結びついているということではありません。しかし、まずはサインに気付かなければ次の対応ができません。このことは保護者や状況への気付きについても同様です。

【虐待を疑うための3つの「変」】 保護者が変

- 感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
- 表情が硬い、話しかけてものってこない
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない
- 人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- 弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる
- 連絡が取りにくい
- 家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
- 「キレた」ような抗議をしてくる
- 家の様子が見えない

モジュール6

（保護者が変）

次に保護者の様子からの気づきのポイントです。

まず、「感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える」などの不安定な態度があります。教員が話しかけても「表情が硬い、話にのってこない」といった場合もしばしばです。

子どもに対する態度について言うならば、「子どもへの近づき方、距離感が不自然」であったり「子どもの普段の様子を具体的に語らない」ということも見られます。時には「人前で子どもを厳しく叱る、叩く」といった行動が見られることもあります。

子どもへのケアが適切ではないと感じるポイントとしては、たとえば「弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる」などが挙げられます。

全般的な傾向としては「連絡が取りにくい」保護者が多いです。「家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない」ということも特徴です。そうかと思えば、些細なことだと思えるような出来事に対しても「『キレた』ような抗議をしてくる」ことがあったりします。総じて「家の様子が見えない」ということが共通する点だと考えられます。

【虐待を疑うための3つの「変」】

状況が変

- 説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
- 体育や身体計測のときにはよく欠席する
- 低身長や体重減少
- 親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- 子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

モジュール6

(状況が変)

続いて、状況そのものの不自然さに気づくポイントです。

まず、子どもが自分では「説明できない不自然なケガ」を「繰り返す」といった場合が考えられます。また「体育や身体計測の時にはよく欠席する」こともあります。「低身長や体重減少」が見られることもしばしばです。特に長い休みのあとの体重減少は重要なサインです。

保護者と子どもが一緒にいる場面では、子どもが「親を伺う態度や表情の乏しさ」があつて、しかも、「親がいなくなると急に表情が晴れやかになる」などという場合もあります。

「子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える」こともあります。通院を依頼したのに結局行かなかったということもよくあることです。

近隣との関係も良くないことが多く、「その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い」ということも、気付きのきっかけの1つとなります。

情報収集

○ チームを組んで子どもの様子、保護者の様子について情報を集め、状況判断をする

- 一人の判断は自信がなく、歪みやすい
- 養護教諭、スクールカウンセラーなど教室以外の場で第三者的にかかわる大人の情報を大切にする
- 先入観をできるだけ排除して、あらゆる可能性を探索する
- 犯人捜しの視点にならないように、互いに注意し合う
- 専門・補助スタッフとの情報共有のための協議の持ち方、伝達のやり方等にも配慮する

※ 子どもからの聴き取り → 【モジュール7】

モジュール6

(情報収集)

さて、虐待を疑った場合、まず状況判断のための情報収集をする必要があります。

(一人の判断は自信がなく、歪みやすい)

一人の教員だけの判断は、その人の立場や価値観、経験などによって偏りが生じやすく、結果として正確な判断にならないこともあります。その意味で、さまざまな視点からの評価を合わせて考えることが大切なのです。

(養護教諭、スクールカウンセラーなどの情報を大切に)

特に、養護教諭やスクールカウンセラーなど、教室における「指導」等の場面以外のところで第三者的に子どもに接している人間の情報は大切になります。こうした立場の人は、しばしば子どもが学級担任や教科担任には言わないような内容の話を聴いていることがあるからです。

(先入観を排除し、あらゆる可能性を探索)

最初から「これは虐待に違いない。」と決めつけてしまうことは危険です。保護者と子どもとの関係に何が起きているのかを判断するのは簡単ではありません。できるだけたくさんの可能性を考えておく必要があります。

(犯人捜しの視点にならないよう注意)

情報収集にあたっては、犯人捜しのような姿勢にならないことが大切です。指導の手だてを探すために情報を集めるのであって、疑惑の証拠を見つけるためにするものではありません。

(専門・補助スタッフとの情報共有の方法にも配慮)

学校によっては、相談員（スクールカウンセラー）、支援員、教育ボランティアといったような、さまざまな専門・補助スタッフがいることもあります。その場合に留意すべきことは、こうしたスタッフが学校に来て勤務するのは子どもが学校にいる時間だけであり、放課後に行われる教職員による会議などの時間には、こういうスタッフがすでに勤務を終えているケースがしばしばあるということです。子どもについて多くの情報を持っている専門・補助スタッフが、話し合いの場にはいないということになると、適切な情報収集ができません。協議の持ち方や情報の伝達についての校内での配慮が必要になります。

虐待？ 発達障害？見分けのヒント

発達障害と虐待の行動像は似てくる

- 子どもに対する教員のかかわりで変えられる点を試しに変えてみて、そこから子どもの行動に変化がないかを観察する

※ 療育・治療と並行して行えば、より正確な見分けも可能

- これまでの時間経過の中での変化の様子を見る

※ 被虐待児に多く見られる反応性愛着障害であれば、一般に、こもるタイプの抑制型から、奇妙な対人関係を積極的にとるように見える脱抑制型へと変化する

- 学校生活のさまざまな場面での観察を重ね合わせる

※ 対人関係の持ち方では、対人的なひねくれ行動が出現するなど、（被虐待に多く見られる）反応性愛着障害の方が、より敏感さを示しやすい

モジュール6

（虐待？ 発達障害？ 見分けのヒント）

発達障害をもつ子どもと虐待を受けた子どもの集団生活での行動像が似てくることについてはモジュール4で述べました。情報収集の段階でも、両者の見分けがむずかしくなることはあります。必要に応じて専門家の助言をもらうことも大切です。

学校で、両者の見分けのために工夫できることもいくつかありますので、ここではそのヒントとなる視点のみを簡単に述べます。

（まず教員のかかわりで工夫できることを試す）

まず、教員のかかわりそのものを工夫してみることです。「落ち着きがない」などといった行動は、もちろん虐待を受けても生じますし、発達障害の子どもでも見られます。しかし、それだけではなく、いじめられていても、お腹がすいていても、授業がつまらなくても「落ち着きがない」行動は起こるのです。とりあえずちょっとした工夫で変えられる点を変えてみてください。それで明らかに変化があったとしたら、それが新しい情報になります。もちろん、個別的な療育や治療を並行させていけば見分けはより正確になります。

（これまでの時間経過の中での変化の様子を見る）

その子どものこれまでの行動の様子を、時間経過で見直してください。就学前から一貫している行動傾向でしょうか。以前はこもって集団に入れなかった子が、ある時期から集団をかき乱す存在に変わっていたりしませんか。虐待を受けた子どもが示す反応性愛着障害は、一般に、こもるタイプの抑制型から、奇妙な対人関係を積極的にとるように見える脱抑制型へ移行するといわれています。

（学校生活のさまざまな場面での観察を重ね合わせる）

学校生活は多様な場面で構成されており、さまざまな場面での観察を重ね合わせることも重要です。例えば、発達障害の子どもは、適応の度合いや意欲が、人や状況、課題の内容などによって大きく異なることが多いのに対し、“どの場面でもちょっとでも注意すればキレル”といった場合には、虐待の疑いの方が強まります。対人関係の持ち方では、発達障害より、（被虐待に多く見られる）反応性愛着障害の方が、より敏感さを示しやすいことも指摘されています。

いうまでもなく、こうした見分けのヒントは絶対ではありません。繰り返しになりますが、しかるべき専門家の助言を求めてください。

校内における協議

○ 新たな情報は協議の場で吟味

※ 情報収集と協議は同時並行。

○ 協議では、「いちばん不安を感じている人」を大切に

※ 教員としての経験不足等から来る不安であっても、チームとして受け止め、共有し、困ったときは守ってもらえる雰囲気を作ることが、チーム全体の対応力を高めることにもなる。

○ 虐待の「確証」を探すための協議を重ねる必要はない

※ 学校による情報収集にはもとより限界がある。「確証」を得ようとして協議と情報収集を続けることで、時間ばかりが経過し、事態の悪化が進むことこそを避けるべき。

モジュール6

（校内における協議）

虐待が疑われる際にもう1つ必要となるのが、校内における協議です。

（情報収集と協議は同時並行）

情報収集と校内における協議は同時並行の作業です。新たな情報はいつも協議の場で吟味される必要があります。

（「いちばん不安な人」を大切に）

対応する教職員が複数いれば、事態の評価や受け止め方はすべて異なります。協議する場合、いちばん不安を強く感じている人を大切にしてください。もちろん、教員としての経験不足などから不安を強めていることだってあるでしょう。しかし、虐待事例への対応は基本的には非常に長期にわたるものです。不安を抱える教員に「あなたは経験がないから不安なだけ。」「そのうちわかるから。」と言うだけで、協議を打ち切ってしまうのでは、チームの中に「困っても守ってもらえない。」という雰囲気を創り出すことにもつながります。この雰囲気は、長期的に見れば確実にチーム対応の力を削いでしまうのです。

（学校には「確証」は探しきれない）

早期発見の観点から学校に期待される役割は、何よりも敏感に疑うこと・疑問を持つことであり、疑いを「確証」にまで高めることではありません。厚生労働省の研究班による平成17年度の調査でも、虐待通告に至った事例のうち、学校がその時点で虐待を確信していたものは、全体の5割程度となっています。

家庭内で起きている虐待の事実を確認しようとするれば、ときに相応の調査等も必要となりますが、そのような調査等は通告を受けた児童相談所等が行うこととされており、児童相談所等の職員にはそのための一定の権限が付与されてもいます。

こうした機関とは違い、学校による情報収集にはもとより限界があります。虐待の確証を探しきることまでは、学校には求められません。むしろ、学校のみ力で「確証」を得ようとして協議と情報収集を続け、時間ばかりが経過し、事態の悪化が進むことを避けることこそを第一に考えるべきでしょう。

【 通告 】 児童相談所等への通告

通告先;児童相談所、都道府県の福祉事務所、
又は市町村の担当窓口
(児童委員を介しての通告も可)

虐待があると「思われる」ときは、ためらわず、速やかに通告

- まずは口頭でよい。書面はそのあとで。
- 通告は「すべての人を救うため」。
- 「間違いない判断」はない。
- 単独判断で動かずに、学校の総意で。

※ 関係機関が事前に合同会議を開き、今後の具体的な対応に見通しをつけてから、正式通告に移る場合もあり。

モジュール6

(通告)

「何か変」、「ひょっとしたら」との疑問から始まり、虐待の疑いについて情報収集・校内協議を進めた結果として、このケースはやはり「虐待と思われる」ということになるのであれば、直ちに通告する必要があります。虐待に「違いない」との確信まではなくとも、情報を整理し、虐待と「思われる」との心証を抱くまでに至れば、その時点でためらわず通告しなければなりません。

(まずは口頭でよい)

通告すべきだという判断になった場合、まずは口頭で構いませんから、児童相談所、都道府県の福祉事務所又は市町村の担当窓口に一報して下さい。これらの機関への通告は、児童委員を介して行うこともできます。ただし、書面での記録が必ずその後で必要になります。児童相談所等の指示に従ってください。

(通告は「すべての人を救うため」)

通告に対して学校現場はととてもためらいがちです。この点は次で詳細に述べますが、通告とは子どもも、親も、教職員も、すべての人を救うための行為だと信じる必要があります。

(「間違いない判断」はない)

「間違いない判断」など誰にもできません。通告して、結果的に虐待でなかったとしても、それは必ず学校の虐待対応力を高める経験になります。

(単独判断で動かずに、学校の総意で)

通告は組織としての学校の義務を遂行することでもありますから、個人の判断ではなく学校の総意として行うことが望ましいです。組織としての判断や管理職の同意が得られないけれど、どうしても心配で仕方がないという場合には、匿名での個人通告もあり得ます。ただし、そうした通告はなかなかチームでの望ましい対応にはつながりません。

(事前合同会議での調整)

なお、場合によっては、通告扱いになる以前に関係機関での合同会議などが開かれる場合もあります。その場合、通告をしたらその後どのような対応が考えられるのかについて、具体的なイメージをもっておくと、通告もスムーズに行うことができます。場合によっては、その会議で学校以外の機関に通告してもらうことを決めることもできるでしょう。

【 通告 】 通告へのためらい

ためらいが生じる理由

- 虐待事実についての「確証」がないことへの不安
- 通告による保護者との関係悪化への不安
- 通告の実効性への不安
- 通告による子どもの被害増大への不安

保護者を、「虐待者」として通告することへの抵抗感

しかし…

虐待を、保護者と子どもの利害対立として捉える見方(「子を立てれば親が立たない」)は誤り

→ 虐待は親子関係の病理であるということ、「通告」はすべての人を救うための行為であるということを、改めて認識すべき。

モジュール6

(通告へのためらい)

総じて学校は、通告をためらうことになりやすい機関です。学校による通告率は確実に上昇していますが、通告したとしても「それでよかったのか」というためらいを学校関係者は持ち続けています。これはどうしてなのでしょう。

(確証がないことへの不安)

ためらいの理由はまず確証がないことへの不安です。しかし、学校に求められているのは、虐待を疑い、虐待があると思われるれば通告を行うことであり、虐待の事実の確証を得るまでの義務はありません。この点については、通告義務等がどのように定められているのかも含めて、あらためて確認する必要があります。

(家庭との関係悪化への不安)

それでも学校は確証を求めがちです。なぜなのでしょう。ひとつには、通告によって、学校と保護者との関係が悪化することを恐れるという面があります。通告したものの虐待事実がなかったということになると、「保護者はよい気持ちがないのではないか」、「恨まれるのではないか」、「保護者との関係が『こじれる』のではないか」などと考えてしまいます。

この点に関しては、少なくとも、児童相談所などの関係機関の職員等には守秘義務が課され、「誰から通告があったのか」について、職務上知り得た情報(通告した者を特定させる情報)を漏らしてはならないこととされていますので(児童虐待防止法第7条ほか)、そうしたことも知っておくべきでしょう。

(通告の実効性への疑問)

それでも、なお、通告にはためらいが残ると言われます。それは、「通告して本当に事態がよくなるのだろうか」という、通告の実効性への疑問があるからといった面もあると思われます。「通告したけれど特に何も変わらなかった」という経験を一度していたりすると、この思いは強まるかもしれません。しかし、これは個々のケース特性によって大きく異なる事情です。

(子どもの被害増大への不安)

実効性への不安ともつながることですが、通告することにより、かえって、子どもの被害が増大するのではないかとこの恐れを学校が抱いている場合もあります。この不安は、保護者との関係悪化への不安とも表裏一体の関係にあります。

学校は、子どもの育成において、地域の中核となる機関です。どんなに難しい家庭や親に対しても、なんとか細いながらもパイプを開いていることがしばしばです。通告が、この「唯一のライン」とでも呼ぶべき学校と保護者との間の関係を悪化させてしまったら、子どもはますます守れなくなると考えても不思議ではありません。

(「通告」は保護者と子どもの双方を救う行為)

このように、通告へのためらいは、保護者から子どもを預かり、教育する学校という機関にとって、ある意味避け得ないものであるとも言えるかもしれません。しかし、そこには、虐待という現象を親と子の利害の対立として捉え、子どもを立てれば親が立たないという二律背反で考えるという誤解があります。真に理解すべきは、虐待は親子関係の病理であるということ、そして、通告とはすべての人を救うための行為なのだ、ということではないでしょうか。

【 通告 】 通告する機関

通告先：市町村、都道府県の福祉事務所、児童相談所
(児童委員を介して、これらの機関に通告することも可)

**学校としては、市町村における通告受理の窓口等がどこになるのか、
通告したときどのような流れで対応が始まるのかを、知っておく必要**

○市町村の虐待担当窓口等の理解

- 多くの場合、要保護児童対策地域協議会の調整機関と、虐待の相談窓口は、担当部署が一致
- 担当部署がどこかを知っておくこと

○児童相談所の構造と機能の理解

- 児童相談所は、都道府県と政令市に義務設置
- 児童相談所は、チームで業務に当たる
- 児童相談所の業務は、相談・判定・調査と指導・措置
- 立入調査も、児童相談所の仕事

モジュール6

(通告先)

虐待の通告は、①市町村、②都道府県の福祉事務所(県福祉事務所)、③児童相談所のいずれかに対して行います。これらの機関への通告は、児童委員を介して行うことも可能です。

市町村と県福祉事務所は、虐待対応の第一次機関として、通告を受け、子どもの安全確認を行うとともに、緊急性・要保護性が高いケースについては、これを児童相談所へと送致します。それ以外のケースでは、市町村や県福祉事務所自身において、子どもや保護者への指導等を行います。

一方、児童相談所も、市町村や県福祉事務所と同様に、直接通告を受けたケースについて安全確認や子ども・保護者への指導等を行います。また、併せて特に緊急性・要保護性が高いケースについては、市町村・県福祉事務所からの送致によるものも含め、子どもを施設に入所させるなどの保護措置を決定したり、必要な場合には、警察とも連携しつつ、家庭への強制的な立入調査を行ったりします。

(市町村の虐待担当窓口)

市町村に対し通告を行う場合の担当窓口については、一般的には、「要保護児童対策地域協議会」の調整機関となる担当部署が、通告受理の窓口にもなっていることが多いようです。「要保護児童対策地域協議会」は、関係機関による市町村レベルのネットワーク組織であり、平成16年の児童福祉法改正により法定化され、平成19年の児童福祉法改正では、さらに、その設置が努力義務化されています。詳しくは、モジュール10で解説します。

学校としては、市町村における通告受理の担当窓口や、要保護児童対策地域協議会の担当部署がどこになるのかを、あらかじめ知っておく必要があるでしょう。

(児童相談所の構造と機能)

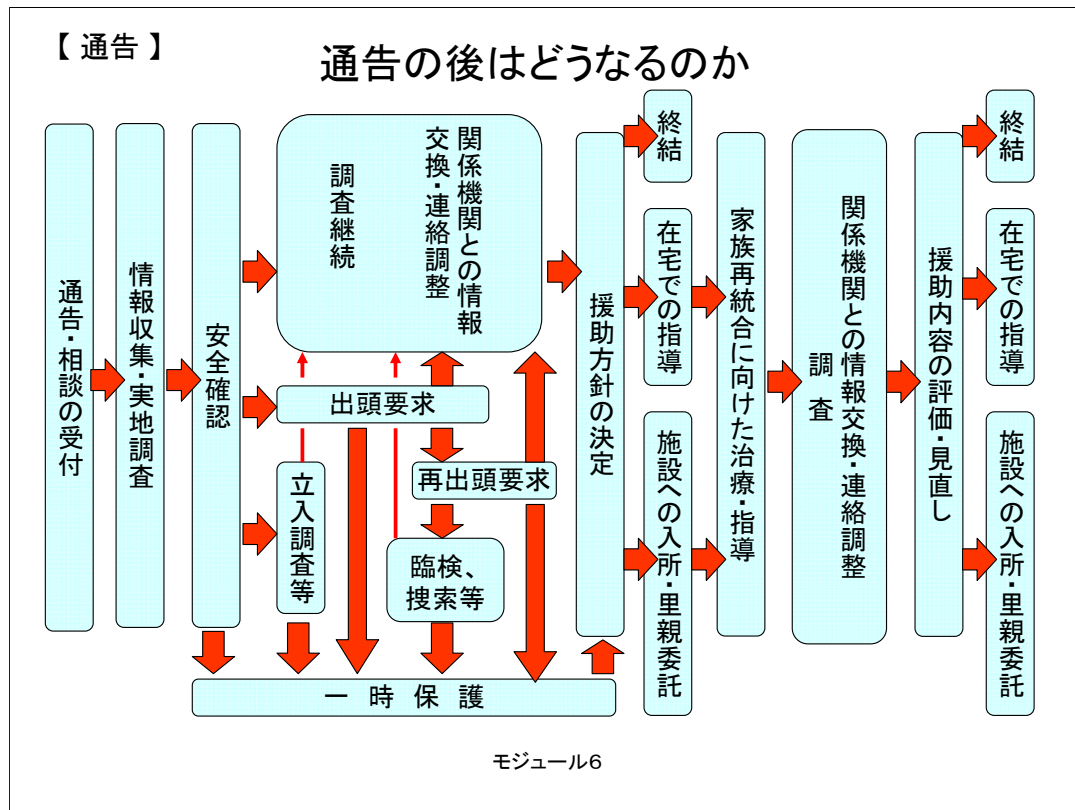
もうひとつの重要な機関は、児童相談所です。

児童相談所は、児童福祉法によって都道府県と政令市に設置が義務付けられている機関であり、児童虐待に限らず、その他の養育上の問題、心身の障害や保健上の問題、非行の問題などを広く扱っています。

児童相談所の業務は、児童福祉司、心理判定員、医師、児童指導員、保育士などの職種で構成するチームによって遂行されます。児童相談所は常に内部での協議や方針の一致を図りながら活動していることとなります。

業務の内容は家庭や学校などからの相談に応じること、必要に応じて医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の多角的な判定を行うこと、ケースについての状況を調査して、しかるべき指導を行うこと、そして、必要であれば子どもを家庭から離して適切な場に措置することなどです。虐待ケースに際し、家庭への立入調査等を行うのも児童相談所の仕事です。

学校としては、市町村等や児童相談所が虐待の通告や送致を受けたときに、具体的にどのような流れで対応が始まるのかを知っておく必要があります。その知識に欠けると「思ったとおりに動いてくれない」といった不満ばかりが募ってしまうことにもなります。



（通告の後はどうなるのか）

さて、通告をしたらそのあとはどうなるのか、ということをしつかりと理解しておくことは、通告へのためらいを取り除く意味でも大切なことです。児童相談所への通告の例で、もう少し詳しく見てみましょう。

（通告・相談の受付／情報収集・実地調査）

児童虐待の通告を受けた児童相談所では、速やかに、通告者や関係機関からの情報収集、実地調査によって、子どもの安全確認と通告内容の事実確認、緊急保護の要否の判断を行います。

（安全確認、立入調査等、臨検・搜索等）

安全確認は、必要に応じて、学校の教職員や児童福祉施設の職員、近隣の住民などの協力を得ながら、子どもとの面会などの方法で行われます。緊急に保護が必要かどうかの判断は、子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、原則として48時間以内に子どもを目視することで安全確認を行うことにしています。

また、必要があれば、強制的に家庭への立入調査を行うほか、子どもの安全の確認、安全の確保に万全を期するために、職務を行うに当たって警察署長に援助を要請します。

さらに、平成19年度の児童虐待防止法改正により、虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し出頭を求めて調査を行うとともに、正当な理由もなく、出頭による調査や立入調査の受け入れを拒否する場合には、再度の出頭要求を経て、最終的には裁判所の許可により、保護者と子どもが居住する住居を臨検したり、子どもを搜索することも可能となっています。

（一時保護）

虐待を受けた子どもを発見し、緊急に保護が必要な場合には、一時保護所に入所させるか、児童養護施設や乳児院、病院などに一時保護を委託します。

この一時保護の目的は、危機的な状況から子どもの安全確保、子どもの心身の安定、養育者の負担の軽減などです。

一時保護を実施する場合、できるだけ保護者の意向を尊重しながら進めることが大切ですが、保護者の同意が得られないときには、児童相談所長の職務権限で一時保護を行います。一時保護のときにも、必要があれば、警察署長に援助を要請します。

（調査継続／関係機関との情報交換・連携／援助方針の決定）

児童相談所では、子どもの安全を確認又は確保した上で、必要な調査を継続し、また、要保護児童対策地域協議会など関係機関との情報交換や連絡調整を行い、親子を分離せずに在宅での指導とするのか、あるいは、親子を分離して児童福祉施設への入所や里親への委託とするのか、子どもにとって最善の利益のための援助方針を決定します。

（援助方針の決定後）

また、援助方針決定後も、調査や、要保護児童対策地域協議会など関係機関との情報交換、連絡調整を継続し、援助内容の評価、見直しを行っていきます。

【 通告 】

通告の後はどうなるのか

学校とのかかわりにおいて……

- 虐待に関する連絡はすべて「通告」となる
- 通告受理後の安全確認に、学校としても協力
 - ※ 通告を受けると緊急受理会議が開かれ、48時間以内に子どもの安全確認が行われる
→ 担当の児童福祉士(ケースワーカー)等が学校での様子を確認
- 「虐待に当たる(危険性がある)」ことの保護者本人への告知は、一連の対応の中でも、特に慎重な配慮を要する重要なステップとなる
 - ※ 他者から指摘されることで、さらに虐待がエスカレートするケースもある
→ 誰が告知するのかについて、場合によっては学校とも話し合い
- 通告後の対応は、在宅による指導、一時保護、施設入所などに分かれる

・在宅による指導	→ 子どもの状況等を見守りつつ、学校としての必要な支援
・一時保護	→ 保護期間中の子どもの学習に関し、一時保護所とも連携
・施設入所等	→ 転校の可能性

モジュール6

(学校とのかかわりにおいて)

児童相談所への通告後の流れについて、学校とのかかわりの中でポイントとなる点を、ここでいくつか確認しておきます。

(虐待に関する連絡はすべて「通告」となる)

現在、児童虐待に関して児童相談所に連絡をした場合、それはすべて「通告」として扱われます。連絡する学校側が「これは通告だろうか、それともただの情報提供だろうか」と悩む必要はないということです。

(通告受理後の安全確認に、学校としても協力)

通告を受けると、児童相談所は緊急受理会議を開いて、ケースとして採り上げます。児童相談所は、通告から48時間以内に子どもの安全確認をしなければなりません、これは何も職員がいきなり家庭に出向くとは限りません。子どもが毎日登校してきているのであれば、そのときの子どもの様子などを確認することになります。そのときは、できるだけ詳しい状況を伝える必要があります。

こうした対応の窓口になるのは、たいていは相談所の児童福祉司であり、ケースワーカーなどとも呼ばれます。担当地区が決まっていますので、自分の学校を担当している児童福祉士(ケースワーカー)等が誰なのかも知っておくことが望ましいです。

(保護者への告知は重要なステップ)

児童相談所では、さまざまな方面の調査を行います。必要に応じて戸籍の調査や医療機関、警察などとの連携も行います。こうして得られた情報をもとに、判定や方針決定のための会議が開かれ、対応の方向性が決まります。

どのような対応をするにしても、保護者に対して、今している育児は虐待に当たるのだ、もしくはその危険性があるのだということを告知することは、児童相談所の仕事にとって重要なステップになります。

他者から虐待であると指摘されることで、保護者による虐待がさらにエスカレートするようなケースもあるので、告知は慎重に行う必要があります。誰がその告知をするべきかについて、場合によっては学校との話し合いが必要になることもあります。

(通告後の対応)

虐待通告後における児童相談所等の対応には、在宅による指導、一時保護による介入、児童福祉施設への入所措置等の選択肢があります。

在宅による指導が継続されるのであれば、学校でも、子どもの状況等を見守りつつ、学校としての必要な支援を行っていくこととなります。

また、一時保護となれば、保護期間中の子どもの学習に関し、一時保護所との連携等の課題が生じてきます。

さらに、施設への入所や里親への委託の措置が決まれば、転校などの対応も必要となってくるでしょう。

【 通告 】

通告は魔法の杖ではない

○ 通告した後も支援は続く

– 通告ケースの8～9割は、通告後も「地域で見守り」

※ 通告は、あくまで「チーム対応のスタート」と考える

○ 「丸投げ通告」はチームの不信感のもと

○ 教育と福祉とではケース評価の観点が異なることもある

※ 相互の機関特性をよく理解し合い、対応について話し合っていくことが大切。

モジュール6

（通告は魔法の杖ではない）

最後に、学校にとって、通告を行うことの意味について、あらためて確認しておきたいことがあります。「通告は魔法の杖ではない」ということです。通告すれば事態が魔法のように解決するなどという考えは、幻想に過ぎません。

児童相談所に通告された事例の実に8割から9割のケースでは、通告後も、学校を含めた地域のネットワークによる見守りと対応が続いていくこととなります。通告とは学校にとってゴールではなく、チームで対応していくスタートに過ぎないのです。

（丸投げ通告はチームの不信感のもと）

よく「丸投げ通告」ということばが言われます。「通告しましたよ、あとは何とかしてください」という態度のことです。何度も言うとおりに、虐待への対応は単独の個人や機関でできるものではありません。これは児童相談所であっても同様です。学校や教職員に何がどこまでできるのか、という主体的な責任分担の姿勢が大切になります。

（教育と福祉とでケース評価の観点も異なる）

教育と福祉では、ケースの緊急性の判断や、今必要だと考える支援の内容についての判断、対応についての判断などについて観点が異なることもしばしばあります。児童相談所はともすれば最悪の事態を想定してリスクをどのように回避していくかという考え方をしますが、教育の分野では、少しでもうまくいっている部分があればそこをどのように強めていくか、という積み上げ的な発想になることが多いのです。こうした観点の違いは、どちらかが正しくてどちらかが間違っているといったものではありません。この意味でも、相互の機関特性をよく理解し合って、対応について話し合っていくことが大切になるのです。